るものであったし、そしてまさにそのことによって、

装置としての地方議会をともかくも容認したうえで、その機能を補完し代行するものとして、

を固める目的をもって装置されたものであるが、しかしそれは、

明治地方自治制度に特有な制度としての参事会制度は、以上のような過程を経て、本質的には絶対主義統治機構の底辺

事 会 制 度 (二)

次

二、参事会制度の史的展開過程

明治二十一年市制町村制、二十三年府県制郡制と参事会制度

Ų 大正期における地方制度改革と参事会制度

明治後期における地方制度改革と参事会制度

昭和期における地方制度改革と参事会制度

Ŋ

I

西 岡

久

鞆

ということができよう。 このような参事会制度の役割 機能は、 昭和敗戦の直前にいたる半世紀間本質的にはほとんど変るところがなかったと

あるいは抑圧し吸収して、かえって体制のエネルギーとして利用する役割、機能を果させるための機構整序であった

地方議会をとおして反映されるべき住民の政治的要求を不発に終ら

中央官治機構の直截な質徹という形をとらず、

民意反映

ある程度の民主的形態をと

諭

ってよい。 それに応じて参事会制度の構造・機能にも注目すべき変化の跡がみられるのである。 だが、 日本資本主義の発達とそれに規定された政治過程のなかで、 地方制度もいくたびか重要な改革を経

方制度改革が行なわれ、そのなかで参事会制度も多かれ少なかれ変容をうけることになったが、各時期における政 うるものではない。 点を向けたい考えである。 治的要素と自治的要素の性格ないし相互の関連構造をみてゆくなかで、参事会制度の官治機構性 参事会制度の史的展開のプロセスを辿ることになるが、その場合なによりも参事会の構成 あえてそうした理由をいえば、この半世紀を通じてそれぞれの時期に少なくとも二回以上の大きな地 時期区分としては、 いちおう明治後期、大正期、 昭和期としたが、もちろん厳密な批判 --自治虚構性 権限 0 に 解 朝に ける官 に耐え 焦

ファ 民衆の自覚と政治運動の高まりを顕著な特色とするが、大正政変にはじまり、 べ は ける複選制と大地主議員制の廃止、 の特色を反映して、 方制度改革 おける選挙権拡張を経て、十五年地方制度改革における普選主義採用へと展開することになった。そして、 モクラシー運動の中で、 方ブルジョア勢力の政治的進出と特権地主層の政治的停滯をもたらす結果となった。 日清戦争を経て急速に発達した日本資本主義は、 シ いずれもそうした新しい情勢に対応して絶対主義が自らの支配体制の再編をはかったものということができよう。 ズムへのきざしをすでにそこにみることができた。 対華二十一ヶ条要求、 自治権拡張へのつよい指向を示しながらも、 それらの間にはある程度の共通性を看取できるからである。 地方制度もまた大正十年市制町村制改革における公民権拡大及び郡制廃止、 四十四年市制町村制改革における 市参事会の 執行機関から シベリア出兵と日本資本主義が帝国主義的危機構造を深めてゆく大正期は、 日露戦争を契機として帝国主義段階に突入することになるが、 満洲事変、 他方でこれを抑制する執行権限の強化が図られて 上海事変、 政党内閣の樹立、 五・一五件、二・二六事件、 明治三十二年府県制郡制改革にお 副議決機関 選挙法改正と展開するデ 十一年府県制 への 昭 和 性格変更 四年 て、 それ 同 改 昭 一の地 は 和

2

経て大平洋戦争へ突入していった昭和期は、日本帝国主義の狂暴性が歯止めのない侵略戦争を拡大していった時期で、国

た。 らも、 内政治の面では執行権の無限の優位―ファシズムを特徴とする。 部落会の行政末端機構化を経て、十八年の地方制度改革は、参事会制度がそれまで辛うじて保持してきた民主的外見す 十年には「事務の便宜と簡捷化」を目的とする地方制度改正が行なわれ、十三年国家総動員法、 もはや放棄せざるをえなくなったことを露骨に示すものであった。 昭和七年斉藤内閣の出現は、 政党政治の 終焉を意味し 十五—十七年町内会

運動の高まりの中で、参事会の民主的基盤がいちじるしく拡張されたことを特徴としており、 天皇制ファシズムの進行のなかで、執行権の無限の強化―地方自治の破産―参事会の完全な官治機構化が行なわれたこと わば明治後期は絶対主義の動揺のなかで参事会制度が近代的制度としての形をととのえた時期であり、 昭和期は政党政治 大正 期 崩壊 がは普選

をその顕著な特徴とするものであったということができるであろう。 明治二十一年二十三年地方制度における参事会制度の基本構造をまず明らかにし、 上記の区分方法にしたがって

二、参事会制度の史的展開過程

みてゆくことにしたい。

I 明治二十一年市制町村制、 二十三年府県制郡制と参事会制度

度が確立するのは、あとでみるように、むしろ三十二年府県制郡制及び四十四年市制町村制によってであった。 て制定されたものであったから、法律とはいっても、近代立憲制とは無縁な制度であったし、 明治二十一年市制町村制及び二十三年府県制郡制は、すでに前稿でふれたように、国会開設に先立ち、元老院の議を経 近代法体制としての地方制

制度の実体についてみれば、二十一―三年地方制度の基本構造は、 ほとんどそのまま 踏襲されたとみ ることが できるか

参事会制度の史的プロセスを辿る場合にも、やはり二十一!三年地方制度におけるそれを起点とするのが正しいであ

說

ろう。

在した。府県参事会及び郡参事会は前者にぞくし、市参事会は後者にぞくする。町村には参事会制度はなかった。 二十一―三年地方制度における参事会には、 副議決機関としての参事会と執行機関としての参事会との二種のものが存

1、副議決機関としての参事会(2)

一 府県参事会

は表決権と採決権の両方をもつと解されていたから、名誉職会員が半数しか出席しない場合でも会議は成立し、可否同数 る。会議の定足数は議長又は議長代理及び名誉職会員の半数以上。議決は過半数で可否同数の場合は議長が決める。 ない。高等官会員は庁内の高等官の中から内務大臣が任命する。名誉職会員は 府県会に おいてその 議員の中から 互選す となれば議長の採決により「自治ノ人員」の意見が無視される可能性はいくらでもあった。 督をらける中央の勅任官であり、参事会を招集しその議長となる。議長事故あるときの代理は高等官会員でなければなら 府県参事会は、知事、高等官二名及び名誉職参事会員(府―八名、県―六名)で構成される。知事は内務大臣の指揮監 議長

4

イ、議会の委任事項を議決すること。

参事会の職務権限として府県制の定めるものは次の六つである。

、臨時急施事項を議会に代って議決すること。

府県有財産の維持管理及び府県費支弁工事の執行に必要な事項を議決すること。

ニ、知事提出議案を事前に審査し意見を述べること。

ホ、臨時に出納を検査すること。

へ、その他法令により参事会の権限とされた事項を処理すること。

最後の法令により参事会権限とされたものの中で、異議の決定、訴願の裁決等行政争訟の処理権限は府県参事会権限

とくに大きな比重を占めるものであった。臨時出納検査権とともにこれらは行政権の作用であるから、 半面は執行機関性をもっていたのである。 参事会は副議決機

関といっても、 として「自治ノ人員」をもって構成されねばならなかったことも当然であり、名誉職会員の性格・役割を問題にすること しかし、近代的地方制度として議会の存在は不可決のことであったし、それに代る機能をもつ参事会が 図

は、参事会制度の分析にとって決定的な意味をもつものといわなくてはならないだろう。

これには二つの面から考察する必要がある。一つはかれらの代表性の問題であり、いま一つは権限の問題である。

名誉職会員はすべて府県会の互選により選出されたから、

すでにそのかぎりで絶対主義は大きな制約をらけるはずであった。したがって、名誉職会員の選出母体である府県会議員

もし府県会議員が民主的な統制に服する性格のものであれ

の選出過程をみてみる必要がある。

がそれぞれ会同し、 国税十円以上を納める者(被選挙権者)の中から、 府県会議員の選挙は「複選制」とよばれる間接選挙制であった。府県内市町村の公民で、選挙権を有し、一年以上直接 市長と郡長を除くすべての議員、会員が無記名連記投票によって選挙する方法である。 市郡毎に、 市にあっては市会と市参事会、 郡にあっては郡会と郡参事会

は一○・二%にすぎなかった。全人口の約一割しか代表していない代表者が、全人口の約一%の中から選んだ者 明治二十五年末、全国で地租十円以上を納める者の数は、全人口の一・四%にすぎず、また、市町村会議員の選挙権者 ーそれが

地位と権勢がいかなるものであったかは、次のような議員の発言からもうかがわれた。 府県会議員であり、名誉職会員はさらにその中から選ばれた数少ない選良であったわけである。だから、(5) 「本県会ノ参事会員諸君ハ上州ニ かれらの社会的

於テ否天下ニ於テ有数ナル大政治家デアル……此ノ如キ大経倫ヲ以テ県是ヲ授ケラルル大政治家ノ参事会員諸君デアリマ

スカラ此ノ位ノ少額 (旅費、 手当八百円……これは国会 議員の 才費に 劣らぬ という 発言もある)デハ 我々ハ赤面 ノ至リニ堪

ナイ。

- 5 -

その理由を示して議決の執行を停止し、これを再議させ、 以上にいたらない場合、 も統制しうる権限をあたえられていたのである。その第一は、専決処分権である。府県会が名誉職会員を選挙せず又は参 らはつねに多数を占めてはいたが、会議の招集権、採決権が議長である知事(又は議長代理としての高等官)にあっただけで 事会がその議決すべき議案を議決しない場合緊急を要するときは、 事会が成立しないか招集に応じない場合、あるいは非常事変に際し参事会を招集する暇がないか名誉職会員の出席が半数 いはその議決が越権違法であると認めた場合は、これを取消すことができた。第三は、原案執行権である。府県会又は参 ところが他方、かれらが参事会という「議会ノ縮図」の中で機能しうる範囲はきわめてかぎられていたのである。 第二は、執行停止権及び取消権を含む指揮権である。 知事は「官治ノ人員」として「自治ノ人員」である名誉職会員の自治的行動(反官治的行動)をいついかなる場合で 知事は参事会の権限にぞくする事件を専決し、 次回の府県会に 報告すれば よいものと されてい 知事は府県会又は参事会の議決が公益を害すると認めた場合、 なお改めない場合は、内務大臣の指揮を請うものとされ、 知事は内務大臣の指揮を俟って原案を執行することが

| 郡参事へ

郡参事会も府県参事会と同様に副議決機関とされ、その職務権限は府県参事会と全く同じであったが、構成に

おいてい

できたのである。

全部がそのまま郡会議員になるものとされていた。これが大地主に対する政治的特権の赋与であったことは明らかである。 の三分の一を選出するものをいうのであるが、もし大地主の数が三分の一に満たない場合は、選挙をする必要はなく大地主 町村税賦課の対象となる所有地の総価格が一万円以上の者(これを大地主といった) されるが、あと一名は知事が郡会議員又は郡内町村の公民中から選任するものとされていた。ところで、名誉職会員の選 ちじるしい特色を有した。郡参事会は、郡長及び名誉職参事会員四名で構成され、名誉職会員中三名は郡会において互選 出母体である郡会は、町村会で選出される議員と大地主議員とで組織されていた。大地主議員というのは、 が、かれらの間から町村選出議員定数 郡内において

は

お

0

Ť

から限られていたとみるべきである。

さらに、

2、執行機関としての参事会

一市参事会

絶対主義統治機構のなかでむしろ特異な形態というべきものであるが、しかしそうした自治の外見にもかかわらず、 事会の執行機関性は明治四十四年まで保持されることになる。 実体をみてみると、 市参事会は、 参事会の 顕著な特色は、 市長、 助役及び名誉職参事会員(東京一二名、 中央官治の要請を貫くための手だてはほとんど手抜かりなく施されていたとみることができる。 それが府県郡参事会とちがって執行機関とされていた点である。 京都大阪各九名、 市の執行機関が独任制でなく合議制であったということは その他六名) で構成されたが、市長の優越性 あとで述べるように、 制 度

ほとんど同様の か Ļ 準備しその議決を執行する一般的権限のほか、 理にとくに法の指定はない。)と名誉職会員の三分の一以上で、議決は多数決、 は上司の命令により参事会に委任された事務を処理する立場にあった。 はあらゆる面で保障されていた。 その議決を執行して、 ゆる官政事務は専ら市長の権限にぞくしたから、 市長以外の職員に対する懲戒処分を行ない、 参事会は、 上奏裁可を経て内務大臣が選任する半官選の首長であり、 統制権 府県郡参事会とは異なり、 (専決処分権、 処務の渋滞なきを期すべき最高責任者とされ、そのため、 市長は参事会を招集してその議長となる。 指揮権) 執行機関として広範な行政事務の遂行の任に当るものとされた。 を認められていた。 市の財産を管理し、 市を代表して訴訟、 合議制の執行機関といっても、 しかも、 市政一 収入支出を命令し、 和解事件を処理し、 しかし他方、 切の事務を指揮監督し、 市参事会が 会議の定足数は、 可否同数の場合の採決権は議長にある。 そこに自治の要請が反映される範囲 知事が府県参事会に対して有したと 市長は市会が推した三名の候補者中 担任する事務は固有事務に限られ、 会計出納を検査し、 公課を賦課徴収しその他法令又 議長 市参事会の (又はその代理―議長代 市会の 議事を準備 職員を監督 議事を

7

名誉職参事会員の代表性についてみれば、 府県郡参事会のそれとは顕著な相違がみられる。 名誉職会員は、 そ

諭 た。帝国臣民であって公権を有する独立の男子であること、二年以上その市に住んでいて市の負担を分任していること、 地租又は直接国税二円以上を納める者であること、となっていた。公民には原則として選挙権があたえられたが、明治二十 の市の公民中満三〇才以上の有権者の中から市会が選挙する。ところが、この公民となるには財産上その他の制限があっ

三年末で、たとえば、東京市における有権者数は、人口一〇〇〇人中一三・五人にすぎなかったことからみても、

かれら

の代表性がいかなるものであったかははっきりしていたのである。

である。もともと、この制度は「細民ノ多数ニ制セラルルノ弊ヲ防ク」目的で設けられたものであるが、その不合理性は(⑤) し、あとはすべて三級選挙人とする。そして各級の選挙人はそれぞれ議員定数の三分の一ずつを選挙する、という仕組み あっても、その者だけが一級選挙人となる。次に残り八万円の半分を納めた者を上から順にとり、その者を二級選挙人と 万円とすると、その三分の一すなわち四万円を納めた者を上から順にとってゆき、それが何人であろうと、たとえ一人で 「一級有権者一人に対し三級有権者五十人にも当り、甚しきに至っては一級一人に対し三級千有余人に達するものもあ」 そうして、さらに等級選挙制(市三級、町村二級)であった。等級選挙制というのは、たとえば、一市の納税総額が一二

8

明治後期における地方制度改革と参事会制度

ったといわれていることからみても明らかであった。

自治制としての不完全さに対する世論のつよい批判があったことも否定できない。かくて府県制郡制は、三十二年、制定 とどまった。このように、府県制郡制の実施が難航した原因には、実施手続に関する法制度の欠陥ももちろんあったが、 は難航した。三十年四月一日以前に府県制を実施した府県は四六府県中一七県にすぎず、郡制を実施した府県も二二県に 明治二十一年市制町村制は、翌二十二年中にはほとんど全国すべての府県で実施されたが、二十三年府県制郡制の実施

二十三年構想の明らかな後退であったが、それをあえてさせた政治経済的背景を一瞥しておくことは無駄ではなかろう。 に改めたこと、及び郡制における大地主議員制を廃止してすべて市町村選出議員一本に改めたことの二点である。これは から十年足らずで、抜本的な改革をみることになった。改革の主軸は、府県制における複選制を廃止して住民の直接選挙

勢力の政治的停滞をもたらしたのである。こうした政治勢力の変化に、絶対主義はもはやそれまでのような「超然主義」 支配力がもはや昔日のようではなくなったことを、山県も認めないわけにはゆかなわった。彼は第十三議会における説明 を維持することはゆるされなくなった。明治三十一年隈板内閣(憲政党)の誕生を、山県は「明治政府の落城」とみたが、 き内容を含んでいるので、左に掲げることとする。 演説のなかで、複選制及び大地主議員制廃止の止むなきにいたったゆえんを縷々説いている。やや長文になるが注目すべ それは同時に絶対主義がその基盤を再編する機会でもあった。地方の大地主は都会へ出て寄生化し、大地主の村における 日本の資本主義は急速な発展を遂げた。そしてそれが議会におけるブルジョア勢力の政治的進出と地主的

出まして此複選制に依りますると言ふと府県会議員郡会議員の選挙に関する勝敗は一に市町村会議員の選挙に係りまするから競争の熱 乱騒擾に陥る如きことなからしめ自治制度の弊を防ぐであらうと全く信じて居った訳であります。然るに、 時勢の変遷に伴ひまして、大地主必しも郡内の名望家と言ふ訳ではありませぬ故に……寧ろ之を廃する方が宜しいといふ考であります るであらう。 まする故に本制を定められたのであります。即ち直接選挙の通弊である所の選挙の際徒に時と費用とを費し、 是に次いで複選制のことであります。此複選制は、其選挙人が知識経験を有する人でありますし、且又選挙の手続至って簡便であり **、抑々大地主に特権を与へられたる訳は、郡内に於て独り名望を有するのみならず、** 且つ郡の公益になるであらうといふ考でありました。然るに郡制の制定が憾むらくは時期に後れたために、 其利害に関する所少なからざるがために、格別に地位を与へたならば、地方制度発達の上に於きましても著しき成績を見 選挙に際し往々党争の具たるの有様に立至りました。加之、之を本制施行以来十年の間の成績に照して見まするに、 郡の費用を多く負担し、 其結果は是れ亦予想の外に 又は多数の人民をして混 又は郡内の事業に就 早くも党争の

度は層一層高まり来って市町村が此の集注点と相成りましたと言ふ情況に立ち至りました液に此の競争の熱度は延いて市町村自治の行

議会誌」第四巻一四四○頁)。

論

説

政に波及致しまして市町村自治制度の発達を害するに立至ったと言ふ訳であります。畢竟…今日の情況を以って見ますれば複選制を存 して置きまするときは、 益々選挙競争の熱度を高めます故に之を廃止することは実に已むを得ざることと存じます。」(「大日本帝国

地方行政を安泰ならしめるための手立てであった複選制も、 くも廃止の止むなきにいたった。大地主を軸とする「名望家」支配秩序は、ブルジョア勢力の議会進出という新しい情勢 図る必要があったのである。 とともに、 かくて当初の構想とはうらはらの事態展開のなかで、絶対主義はブルジョア勢力を代表する政党とある程度の妥協を図る のなかでは、すでに絶対主義の支柱たりえないことを山県自らも認めざるをえなかったし、また中央政局異動の余響から 絶対主義の安全弁として、 他方大地主の都会転出により地方の安定勢力が中小地主層へ移行したことにともない、農村支配秩序の再編を 明治地方制度の中に設定されたこれら二つの装置は、山県の予期に反して十年足らずではや かえって市町村自治を政争の渦中に巻き込む結果となった。

が、その他注目すべき改正点をあげれば次の諸点である。 会員の選出基盤が、複選制から直選制への切替え、大地主議員の 廃止によって 拡大したことは、 最も 重要な改革である 方では、 る二つの方向にそって、ほとんど全文にわたる制度の拡充整備を行なっている。 内務大臣→知事→郡長→市町村長と縦に連なる官僚制支配機構強化のための配慮を怠っていず、そうした相反す その中で、 参事会制度については名誉職

改正は、

府県制における複選制、

郡制における大地主議員制の廃止という自治権拡大への方向を基本としながらも、一

名誉職参事会員の定数をふやしたこと。従来は、名誉職会員の定数は府県は八名と四名、郡は四名 て郡会の互選とするとともに、定数を一名ふやして五名とした(府県制六五条、郡制五三条、 で、いずれも議会の互選とされていたが、新法は県を二名ふやして六名とし、 郡の知事選任会員を廃止してす 五四条)。 (うち一名は知事

参事会の議決機関性をいっそう明確にしたこと。第一に、参事会の臨時の出納検査権をなくし、 新たに名誉職会員 とかく事務の敏活を欠き、

中から委員を出 った 対し義務を負う証書類には、 事会が議会と同様に議決機関であるというその同質的側面を考慮した結果とみられる。 議会に報告すべきものとされていたが、このうち 議会報告義務 をなくした(府県制六八条、 七条)。第二に、 参事会は知事(又は郡長)提出議案の 事前審査を行ない、 (府県制五〇条、郡制五六条)が、新法はこれを削除し、すべて知事(郡長) į 執行部職員立会のもとに常時これを行なわせることとした 知事 (又は郡長) のほか、名誉職会員 二名以上の連署と 議決を 経た旨の記入が必要であ 知事(又は郡長)に意見を述べるとともに、 の統轄代表権として処理できるものと (府県制六八条、 第三に、府県 郡制五六条)。このことは参 六九条、 (郡) が他人に 郡制五六条、

ハ、訴願裁決権等を明記したこと。 事会の権限とされた事項として包括的に規定されていたが、新法はとくにこのことを明記してそれが参事会権限とし て主要なものであることをはっきりさせた(府県制六八条、郡制五六条)。 参事会の職務権限として訴願、 訴訟、 和解等争訟の処理権は、 その他法令により参

した。

下に知事が処分をなしうる場合を、新法はさらに追加したこと(府県制八五条、 その他参事会に対する知事 (郡長)の専決処分の要件を改めたこと(府県制八七条、 郡制七二条)などである。 郡制七四条)、 内務大臣

係諸機関の意見を徴して内務大臣が決定するものとした(府県制、郡制三条)。

府県の廃置分合や境界変更の場合の財産処分権は内務大臣(郡は府県知事)

特色となっていた市参事会は、ここにその性格を一変するにいたった。 改正理由は 何であったか、 合議制の 執行機関で 市参事会の「副議決機関」化である。すなわち、二十三年の創出いらい合議制の執行機関として、明治地方制度の顕著な 明治三十二年府県制、 郡制改革とならぶ大改革は 四十四年の市制・町村制改革であった。 この改革の 最大の特徴は、

,の感を抱かされるほど、この点に関する論議の跡はうかがわれない。内務大臣平田東助の提案理由説明もたんに「行

責任の所在が明確でない、というのがその最大の理由であった。議会にお

いても、

の専権とされていたのを改め、

新法は関

論 員会における内務次官一木喜徳郎の説明は、若干敷衍したものとなっている。それによれば、こういう制度はわが国では(ほ) 政機関及議決機関に多少の改正を加え以て機能の敏活を期すべきものがある」と述べているにすぎないが、衆議員特別委

対主義官僚の本領を遺憾なく発揮した。かくて、肝じんなこの問題に関するかぎり、議会の論議は一向に冴えなかった。 退歩であると考えるか、という議員の質問に対して、平田はそのようなことは「茲ニ論ズル必要ハナカラウ」と答え、絶 他にほとんど例がない、市制だけである。ところが過去の実績をみてみると、あるいは事務の敏活を欠くような弊害があ ということである。この参事会を執行機関から議決機関へ変更したことは、自治の本義からみて進歩とみるか、それとも したがって執行機関としては市長が独りその任に当り、十分責任を負わしめるとともに行政の敏活を計らんとした、

託した市会の議決事件を議決すること(九一条)、年度を越える納税延期事件を議決すること(一二八条一項)、予算内支出 のための一時借入につき議決すること(一三二条三項)、その他異議の決定(一〇七条、一三〇条)、 訴願、 会の委任事項だけで、 その他法令のとくに認めた事項としては、 市会の不成立、 開会不能、 招集の暇なきとき市長が付 される府県郡参事会と比較してみるとき、大巾な権限の縮少が目立つ。すなわち、議決権として法の明記したものは、市 九二条二項)などがある(六七条)。なお議決権以外に、市長提出議案を事前に 審査して 市長に意見を 出訴をなすこと

改正によって、市参事会はその性格を一変したから、旧法の規定と比較することは無意味であるが、同じ副議決機関と

改正は制度の全面におよんだ。

専ら市長の権限に委ねたこと(五一条)、従来助役の選任は、市会が選挙し知事がこれを認可することになっていたが、新 臨時急施事件の議決は、 旧法六四条)は当然であるが、これまで議長(市会の互選)にあった市会の招集権(旧法四〇条)が市長へ移ったこと(五一条)、 市長権限は大いに強化された。従来、市参事会の権限とされた執行権限がすべて市長へ移ったこと(新法八七条、 府県郡制にあっては参事会の権限事項として法の明記するところであるが、 新市制はその裁量を

述べることは府県郡参事会と同様である。

市側は市長の推せんにより市会が定めることとして、新たに市長の権限を認めたこと (七五条)などは、新しい市長権限の

強化を示すものとみてよい。

その他、参事会に関係のある改正点のうち主要なものをあげると次の諸点である。(8) イ、とくに必要のある市には、条例で市参与をおくことが認められたが、市参与はその担任事業に関する場合にかぎっ

ロ、名誉職会員の選出方法は、従来はその市の公民中三○才以上の有権者のなかから市会が選挙することになっていた 参事会の会議に列席して議事に参与できるものとした(六四条二項)。

ハ、市会議員選挙における等級選挙制の不合理を若干是正した。つまり、従来の制度によれば、一人で納税総額の三分 法はかかる場合例外措置として上から順に六番目までを一級選挙人とすることとした(一五条)。 の一以上を納める者があれば、一人で議員定数の三分の一(定数一八人の場合は六人)を選出しうるわけであるが、新 新法はこれを改め市会の互選とした(六五条二項)。

こ、投票方法を改め、従来の連記制から単記制を原則とすることとした。ただし各級の選挙人数が選出議員定数の三倍 以下の場合は連記によるとして例外を認めた(二五条)。

ホ き絶対多数主義(得票の最少限度をおさえる制度)を採用した(三〇条)ことなどであった。 その他、議員の任期を六年から四年へ、三年毎の半数改選制から全員改選制へ改めたこと(一九条)、当選決定につ

大正期における地方制度改革と参事会制度

II

構造を深めていった。 地 |方制度の面からみた場合、大正期はデモクラシー運動の高まりと 自治権拡充の時期 として語る ことがで きるであろ しかし、 日清・日露の戦争をとおして、帝国主義段階にはいった日本資本主義は、大正期においていよいよその危機 対独参戦(大正三年)、 対華二十一ケ条要求(四年)、シベリア出兵(七年)は、いずれも そうした

危機構造が生み出した外的噴出物にほかならなかった。

論 対主義政府は苛酷な弾圧をもってのぞんだ。しかし、自覚した民衆の精神まで抑えることはできなかったから、 つけられた普選運動は大正期にはいっていよいよ燃え広がっていった。「大正政変」(二年) として語られる第三次桂内 方 明治末期における工場労働者の階級的自覚は、 社会主義運動となって行動の火蓋を切ったが、これをおそれた絶 一端火を

拡張と郡制(絶対主義の牙城)の廃止がその二大目標であった。 出された。こうした動きに呼応して地方自治体における自治権拡張運動が展開されていった。公民権制限の撤廃: 者数は二・一%から五・四%へ一挙に増大した。かくて普選運動はいよいよ高まり、十年には最初の普選法案が議会に提る に終ったあと、大正八年の選挙法改正によって、 義機構を根底からゆさぶる内容を含み、その後の民衆運動に理論的武器を提供するものであった。シベリア出兵が大失敗(思) た。 閣の倒壊は、 大正五年吉野作造が掲げた民主主義の政治綱領は、政党内閣制の確立、普選制の実施、貴族院の特権廃止など絶対主 一定の限界はあったにせよ、民衆の力が政権を 倒したという点で、 近代政治史に かってない 出来事であっ 選挙権の要件は大巾に緩和され(直接国税十円以上→三円以上)、全国有権 選挙権

それはまだ、 方制度改革に連なる大正後期は、絶対主義官僚機構と闘ったデモクラシー運動のかがやかしい勝利を記録した。しかし、 こうした情勢の下で、大正十年市制町村制改革と郡制の廃止、 自覚した民衆の組織的な運動として十分な力をもつまでにいたらなかったから、 十一年府県制改革を経て十五年の普選制を骨子とする地 いちおうの成果であるにと

府県制 市町村制改革と参事会

どまった。

て府県制の一 明治三十二年府県制改革以後、 部改正が行なわれた。 四十四年市制町村制の改革が行なわれ、それとの調整の必要もあって、大正三年にな この改正で参事会制度は次のように改められた。

名誉職参事会員の定数を、 府は二名ふやして一〇名とし、県は一名ふやして七名とした(六五条)。 これは政 府原案 とは容易でなかったのである。

にはなく衆議院の修正により行なわれたものである。

名誉職会員の任期を改めた。 従来は、 議員の任期(二十三年府県制では四年で二年毎)と同じであったが、これを毎年改

選することとし、後任が決定するまでは在任するものとした(六六条)。

名誉職会員の選挙における投票方法を従来の連記制から単記制へ改めた(六六条)。 知事の府県会に対する開閉権、選挙に関する規定及び議長の会議主宰権に関する規定を参事会にも準用することと

ホ、名誉職会員の費用弁償規程を定める場合、 従来は内務大臣の認可を要するものとしていたのを改め、 認可を要しな

した (七〇条)。

いこととした(九四条)。

ば 力の権衡を図る必要がある、という主張が多数派からなされた。 審議に臨むこととなり、大きな弊害を生ずるから、それを防止するため高等官を一名減らすか、名誉職をふやすかして勢 た結果」名誉職をふやすことになったのである。 名誉職会員の定数増については、投票方法を単記制へ改めたことと関連して、 少数代表の可能性が多くなる。 かりに少数派が二名を出すことになると、その少数派はいつも高等官二名と一 絶対多数を擁していた議会勢力をもってしても、 結局、委員会としては「余程研究もし、 議会で問題となった。連記を単記にすれ 高等官定員を減らすこ 政府とも折衝し

けられない地方制度改革の根本課題として、具体的な政治日程に上った。 をその中にみていた。そうした与野党の態度が、普選運動の未曽有の高揚にもかかわらず、 は微妙な立場の相違がみられた。八年の衆議院選挙法改正は、地方自治体における公民権拡張をすでに必然のコースとし 大正十年、 普選運動が最高調に達した段階で、公民権制限撤廃— たが、 野党が階級対立の調整をその狙いとしたのに対し、 選挙権拡張の住民要求は、 政府与党はとくに都市における支配秩序の危機 だが、この問題に対する与野党の対応 十年段階の地方制度改革をし 郡制廃止とともにもはや避 0) 仕方に

が

らも、

の改革案は、

公民権の要件になお財産上の制限を残したこと及び市会の選挙に等級を撤廃しなかった点で、

野党(憲政会・国民党)の提案に比べて数歩劣るものであった。

内務大臣床次竹二郎は、

と述

革

政府与党

(政友会)

7 なお不徹底なものに終らせたのである。 十年の府県制改革についていえば、公民権を拡張し、等級選挙制を改めることは天下の形勢からみて必然としな

全国市町村会議員有権者数

計 市 会 会 316,181 699,940 3,773,626 4,917,353 1,207,763 1,565,461

(日本帝国統計年鑑により作成)

すなわち、

かれらの選出母体である市会議員の有権者層は、

4,789,747

7,690,577

ともあれ、

政府与党は絶対多数

(四六二議席中二八三) を占めていたから、

政府案はほぼ原案通り

可決

新的であるから、この間になお二級選挙制を残しておくことは決して理由のないことではない、

都市の 実情からみて、 上流階級の思想は 保守的であり 穏健であるが、下層階級の思想は急速的、

べ、普選による下層階級の政治参加に体制の危機を感じていた。(2)

され、野党案は葬られた。 改正によって、市参事会における名誉職会員の選出基盤はいちじるしく拡大されることとなった。

村会議員の有権者数を示せば上表の通りである。

拡大された。この規定の実施は十三年五月十日であるが、

上ヲ納ムル者」からたんに「其ノ市ノ直接市税ヲ納ムル者」に改められたことにより、いちじるしく

因みに改正規定実施前後における全国市

従来の 三級制を 二級と

公民権資格が「地租若ハ直接国税二円以

また、等級選挙制は町村をなくし、 市のみこれを存置することにしたが、

分別の方法を、選挙人の納める直接市税総額を選挙人数で除した平均額以上を納める者をもって その他を二級とする、ということに改められた(一五条)。このほか、 事前審査を行ない、意見を付して議会に提出すべき旨定められていたが、 参事会は従来市長提出議 改正法は参事会

議案の提出が妨げられるのは不合理であるので、そのような場合は意見をま

大正9年

大正14年

案につき、

級

が意見を述べない場合、

議案の提出ができることにした(八八条)。

右の市制改革案と同時に政府は府県制改革案を上程したが、これは貴族院で審議未了となったので、 改めて翌十一年次

の議会に上程され、 主要な改正点は、府県会議員選挙資格の要件であった。市町村会議員の選挙権を有し、 ほぼ原案通り可決成立した。 かつ一年以上直接国税

なお、参事会が知事提出議案の事前審査につき、意見を述べない場合の措置については、 としたことである(六条一項)。これによって、名誉職参事会員の選出基盤が飛躍的に拡大されたことはいうまでもない。 会議員の選挙権を有し、 を納める者というのを改め、たんに直接国税を納める者とした こと (六条一項) 、及び 被選挙資格の 要件としての市町村 かつ一年以上直接国税十円以上を納める者を一切削って、有権者はすべて被選挙権を有するもの 市制の場合と同様の改正が行な 三円以上

にもひとしく普選主義が採用されることになり、地方制度の大改革をみることになる。 普選制はついに大正十四年の衆議院選挙法改正によって実現することになったが、 翌十五年にはこれをうけて地方議会

われた(七九条二項)

ハ府県会議員選挙権及被選挙権ヲ有ス」(府県制六条)とする数行の文字にとどまるものであったが、その背後には自由 男子ニシテ二年以来市 それは、府県制、 市制町村制の一部改正法律という形であり、規定のうえでもたんに「帝国臣民タル年令二十五年以上 (町村)住民タル者ハ 其ノ市(町村) 公民トス」(市制九条、町村制七条)、 「府県内ノ市町村公民

権運動いらい、絶対主義と闘った民衆の測り知れない苦闘の歴史があった。

うえでは生れることになったのである。 こころみに、 群馬県における選挙権拡大の推移をみてみよう。

これによって民衆の政治参加に対する財産上の制限が一切取り払われ、

「細民ノ多数」による政治の

可能性が法制度の

大正後期から昭和初期へかけて有権者数の跳躍的増大がみられるのは、 いうまでもなく大正十一十一年と十五年の地方

制度改革における選挙権拡大の結果である(次表参照)。

17 -

群馬県における地方議会議員選挙権者の推移 (千分比)

	県会	郡会	市会	町村会	(備 考)
明治29年	39.9人			_	1. 群馬県における23年
30年		_	40.0	101.6	府県制実施は30年4
36年	48.9	54.8	38.0	99.8	月1日であった。
40年	54.5	59.6	33.8	90.4	2.日本帝国統計年鑑に
大正4年	45.1	51.4	(41年) 40.2	86.5	よる。
8年	44.1	48.5	35.0	87.5	
12年	84.0	_	141.5	136.4	
昭和2年	179.7	_	270.3	181.4	
when s					

改正は選挙制度だけでなく各般におよんだ。参事会に関するものについてみる び市部会・郡部会を おく県は 一二名(従来は一○名)、その他の 県は 一○名 府県参事会構成における高等官会員制を廃止し、名誉職会員の定数を府及

Ł

ニ、市制についてみれば、市長選任における内務大臣の関与を排除し、 ロ、名誉職会員の任期を毎年改選制から隔年改選制に改めたこと(六六条)。 会の選挙としたこと(七三条二項)。 由であった。 て審査に当らせているところが多く、実際には機能していないことがその理 制六八条、七九条、市制六七条、八八条)。 これは、参事会とは別に委員を設け (従来は七名) へそれぞれふやしたこと (六五条、府県制施行令五○条)。 知事(市長)提出議案に対する参事会の事前審査制度を廃止したこと(府県

2 郡制の廃止と参事会

ホ、等級選挙制が撤廃されたこと(大正十年市制改正法律第一五条の削除)

など地

方自治権の拡充につながるきわめて重要な内容をもつものであった。

体としての郡設置の必要なゆえんを、 郡ハ今ヨリ国家ノ組織中ニ在テ最モ貴重ノ地位ヲ占ムルモ あったように思われる。明治二十三年「郡制府県制草案理由」の中で、 明治地方自治制度の創出者が、 郡制にかけた期待と役割にはまた格別の わが国の封建古制の沿革から説きおこし熱 ノ」と述べ、 地方自治 山県は「 ものが

専ら市

ある。

意をこめて説明している。その中でとくに郡参事会のことにふれて次のように述べているのが注目される。(タイ)

官政事務ヲ担任セシムルニ至ル可シ。然ルニ府県ノ機関ハ多ク訴願ノ裁決ニ従事スルモノナレバ此ノ如キモノニ適セス。 関シテハ町村制ニ依テ大ニ進歩ヲ為シタリト雖モ、今後自治制ノ益々発達スルニ従ヒ、更ニ其範囲ヲ皇張シ、名誉職ヲ利用 **「抑自治ノ本態ハ、共同体ヲシテ其共同事務ヲ処理セシムルノミナラズ、猶人民ヲシテ官政事務ニ参与セシムルニ在ルナ** 郡ノ機関最モ シテ諸般 此点ニ

(ノ任ニ適セリ。

就中郡参事会及委員是ナリ。」

かれらの活動舞台を参事会という小世帯で、安上りで、 秘密の 洩れない(傍聴禁止)、したがってしごく 操縦しやすい機 け郡参事会が最適であるとした点に、参事会制度の官治機構性―自治虚構性はすでに現われていたといえそうであるが、 構であり、郡参事会という機関であったわけである。 であり、 は絶対制官僚国家の要請にほかならぬが、地方住民をしてそうした上からの要請にこたえさせること―それが自治の本態 また一面において、郡会の中に地価一万円(四○町歩、地租二五○円) 以上の 大地主をほとんど 無条件に 送り込み、事実上 を利用すること――それが自治の手段であった。そうして、そのような機能、役割を最もよく果しうるものが郡という機 絶対主義者のいう「自治」とは何であるかが、これほどレアルに語られたことはなかったように思われる。 家柄も正しく田畑を多く持ち、村中を支配できるような「名望家」を議員、参事会員という名誉職につけてこれ(含) 「其ノ任ニ最モ適スル郡ノ機関」の中でも、郡会ではなく、とりわ

ちたことを意味するものであった。そしてその頃からすでに郡制の存在意義について、重大な疑問が提起されていたので でにみたように、三十二年郡制改革における大地主議員制の廃止は、絶対主義の旧秩序がその大きな一角において崩れ落 ところで、資本主義の発達にともなう社会構造の変化は、そうした支配秩序のうえに動揺をもたらすことになった。 す 関の中に設定したという点で、絶対主義の支配の巧みさをみることができよう。

制廃止法律案が、はじめて議会に上程されたのはそれから五年後三十七年の第二十一議会である。これは議員提案で

說 審議未了となったが、提案理由によれば、すでに郡制は法制度としても、経費負担の面でも「無用の長物」と化した、と(8) いらことであった。次で、翌三十九年、四十年と続けて西園寺内閣の原内務大臣により、同一内容の郡制廃止案が上程さ

論 たが、郡制廃止問題はまさに絶対天皇制官僚勢力と議会制ブルジョア民主主義勢力との正面切っての対決であったのであ(祭) 壁を破ることは容易ではなかった。原内相の下で地方局長のポストにあった床次は、当時の苦心を「難行苦行」と形容し れた。しかしいずれも貴族院の反対で葬り去られた。貴族院は、山県直系の絶対主義官僚派で固められていたから、

た。そして大正十年第四十四議会において、さきにのべた市制町村制改革案とともに可決成立をみたものである。 大正三年第三十一議会にも、議員提案でさきの政府提案と同一内容のものが 上程されたが、 やはり 貴族院で 否決され 山県は

る。それが貴族院を通るにはなお歴史の進展を必要とした。

Ŋ 昭和期における地方制度改革と参事会制 度

それと運命を共にしたかのように翌年二月没した。

天皇制支配機構の再編が、同時に並行して行なわれたという点で、なかんずく重要な意味をもつ時期であった。 る。それはたんに、 大正末期から昭和初期へかけての数年間は、近代政治史の展開のなかでもとくに注目すべき時期であったように思われ 大正デモクラシーから昭和フアシズムへの過渡期であったというだけでなく、政党政治の確立と絶対

とることができそうである。 られる現象ではないにしても、大正十四年第五〇議会が同時に成立させた普選法と治安維持法はその最も露骨な例証であ った。そしてそれほどはっきりした形ではないが、昭和四年の地方制度改革のなかにもそうした二元的契機の存在をよみ 「一方で権利をあたえながら、他方で絶えずそれを制限してゆくという法体系の二元構造」は、なにもこの期にだけみ(治)

この改革を行なった田中政友会内閣は、「七代にわたる政党内閣のうちで最も反動的」とさえいわれる内閣であったが、

大正十五年民政党内閣が地方制度の民主的な改革を行なったあとをうけて、地方分権を主要な政策の一つとして掲げてい 知事公選や 税制改正はそうした政策の一環であったといえよう。 しかしそうした 政治的民主主義の外被のもとで、

「人民自治に対する抑制的」傾向のあったことも否定しがたいところであった。

参事会に関係のある条項につき、主要な改正点を述べれば、まず自治権拡充につながるものとしては、 次の諸点を指摘

することができよう。

が、改正法は、才入才出予算を除き、 議決機関 (議会、 参事会) の構成員に新たに議案の発案権を認めたこと。従来は発案権はすべて長の独占にぞくした 議員(又は名誉職会員)三人以上の文書による発案権を認めた (府県制五七条ノニ、

市制五七条ノニ、七一条)。

■、議決機関の意見書提出権の範囲を拡げたこと。 係行政庁のすべてに対してなしうるものとした(府県制四四条、七〇条、 従来は長及び上級監督官庁に対してのみ認められた意見書提出を関 市制四六条、 七一条)。

M 長の統制権を制限したこと。

た。 府県参事会の権限事項で臨時急施を要する場合、長は専決処分してたんに会議に報告すればよいことになってい 改正法は新たに一項を設けてかかる処分に対しても訴願訴訟をなしうるものとした(府県制八六条)。

ハ、議決機関の議決が公益を害するか、又は収支に関し不適当なとき、長はいわゆる原案執行権を認められていたが 議決機関 (府県会、 府県参事会)の違法越権の議決又は選挙に対する長の取消権に制限を加えた(府県制八二条)。

改正法は、 その要件を明確に限定して長の裁量の巾をせばめた(府県制八三条、市制九〇条ノ二)。

Į まで増しうることになっていたのを、一五人まで増しうることになった。)(市制六五条)。 市参事会の構成から助役を除き、かつ名誉職会員の定数を六人から 一〇人へ ふやしたこと(指定都市は条例で一二人

る。

従来は臨時急施を要しかつ府県会を招集する暇がないときに限られていたから、これは大きな変更といってよい。 ヲ開クコト能ハザルトキ、 (4) 知事ニ於テ府県会ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキ、というように大巾に拡げた。

以上のように、議決機関の権限の拡充が図られたが、同時に他方では執行機関への権限の集中とみるべきものが存在す

―、議会権限の長への委譲を認めたこと。従来も、議会権限の一部を参事会へ委任し、参事会はさらにその議決で権限 分スルコト」ができるようになった。) 会」ノ上ニ「府県会及」ヲ加フ――これによって「府県会及府県参事会ノ権限ニ属スル事項ハ其ノ 議決ニ依リ府県知事ニ於テ専決処 かった。改正法は複委任の形式によらずに議会→長への権限委譲の道を開いた点で注目に値する(八七条中「府県参事 の一部を長へ委任できるものとしていた。しかし、参事会をとびこえて議会権限を直ちに長へ委任することはできな

ばならなかった。さらに、市会が議決事件を議決しないときにも、市長は府県参事会の議決を求めることになってい らなかったし、また市参事会が成立せぬか、どうしても会議が開けない場合は、長は府県参事会の議決を求めなけれ たのであるが、改正法はこれらの場合すべて知事の指揮を請うこととしたから、府県参事会はその重要な権限の一部 と認められるときは、長はまずこれを再議に付し、それでもなお改めないときは府県参事会の議決を求めなければな 府県参事会の裁決権の一部を知事へ委譲したこと。従来は、市会又は市参事会の議決に公益を害し又は収支不適当 22

浜口内閣が登場した の危機に直面した。大資本は、この恐慌を労働者の犠牲(賃金切下げ、首切り、労働強化)によって切り抜けようとした。失 一中内閣は、 内政外交共に失政の連続で終始した。 史上最大の世界恐慌となった。 (昭四・七・二)。その年の秋、ニューヨークのウォール街でおこった株式市場の大暴落は、たちまち 世界恐慌は、日本経済をその渦中に捲き込み、日本資本主義は未曽有 張作霖爆殺事件 (昭三・六・四) の責を負うて退連したあと、代って

を失うことになった(市制五〇条ノ二、九一条)。

関として完全に組み入れられることとなった。

れていたのは、 業者は昭和五年に三○○万人に達したといわれている。 ルに利用した。そしてそれが、 自覚した労働者、農民の組識的抵抗であったから、それを抑えるためには天皇制機構 軍部、 右翼の台頭をゆるす結果となり、ひいてはかれらがみずからの墓穴を掘る運命とも 一

大 政財界の腐敗は目に余るものがあった。 (軍隊・警察) かれらが最もおそ

つながっていったのである。

壊は、 衡のうえに成立した「挙ロ一致内閣」といわれたが、民衆の政治運動に対しては容赦なき弾圧でのぞんだ。 で天皇制のファショ的再編が開始され、 こうした政治情勢のなかで、 昭和五年の三月事件、 日本政党政治の終幕を告げるものであった。そのあとをうけて登場した斎藤内閣は、 六年の柳条溝爆破事件及び十月事件、 昭和十年にも地方制度の改革が行なわれた。 以後日本は歯止めのない侵略戦争への道を狂奔することになった。 七年の血盟団事件を経て五・一 主として議員選挙に関する技術的な手直しで 軍部、 五事件による犬養内閣 官僚、 政党の各勢力均 の崩

翌十一年の二・二六事件は、兵まで含めての軍隊が、天皇制上層部に対し、天皇制擁護の名のもとに行なった直

「事務の便宜と簡捷をはかる」目的で、議会権限の参事会へのよりいっそうの集中化が行なわれた点で注目す

べき改正であった。

時体制へ移行する。十五年内務省は訓令を発して「国政ヲ汎ク国民ニ透徹セシメ」「万民翼賛」の実をあげるため、 りもなく起こされたという点で、これまでの一連のテロと全く共通していた。十二年には日華事変が勃発し、 であったという点で、 月閣議は部落会、 村行政の補助的下部機構として、部落会・町内会の組織化を命じた。 町内会に大政翼賛会の世話役を置くことを決定し、ここに翼賛会は、絶対天皇制官僚機構の上意下達機 かつて例をみない重大事件であった。しかし、民衆の知らないところで、民衆の利益とは何の関 その年の十月には大政翼賛会が結成され、 日本は準戦 十七年八 市 町

昭和十八年「聖戦完遂」の至上命令の下に行なわれた地方制度改革が、 議決機関の権限削減―執行権限の最大限の集中

強化を目的としたことは当然の成り行きであった。

論

ところの自治的外被すらも、 参事会権限の剝奪と執行権限の集中強化は、 もはや放棄せざるをえなかったのである。 十八年地方制度改革の全面にわたり、 徹底したものとなっている。

こうした情勢の下では、

参事会制度は、

それが辛うじて保持してきた

「てを述べる必要はなかろう。次にその主要な点を掲げることにする。

分や滞納処分に対する訴願の裁決 市参事会等議決機関の議決が違法、越権又は公益を害し収支不適当の場合における市長の措置に対する指揮、 は当選の効力に関する争訟の裁決(市制三六条二項、 した。 府県参事会の最も主要な権限であった行政処分に対する異議申立の決定権、 願の裁決(市制一〇条三項、 たとえば、市の境界争論に関する裁定(市制五条、 町村制八条三項)。 (市制三八条三項、九○条一項二項、一二九条三項、 選挙人名簿に関する争訟の裁決((市制二一条、 町村制三三条二項)。 その他被選挙権の有無に関する訴願の裁 町村制四条)。 名誉職を辞退等した場合の制裁措置に対する 訴願の裁決権を、 一三一条六項、 町村制一八条)。 町村制三五条三項、 すべて知事権限に移 過料処 選挙又 七四 24

Ⅱ、従来、 れらの処分をなすには、 関する事(市制五条、三六条、一四五条、一五〇—一五四条、 ない市町村の境界変更、選挙又は当選の効力に関する異議決定、 より、 執行機関が行政処分をなすに当って、 執行権限の集中強化を図ったものである。 府県参事会の議決を経ることが要件であった。改正法は、すべてこれら要件を削除すること 府県参事会の議決をその要件として定めたものはかなり多い。 町村制四条、三三条、一二九—一三四条) 市町村有財産の管理処分に関する事、 などがそれである。 市町 村 争論 !組合に

され府県知事の権限となった。

条一項二項、

一○九条四項、一一一条六項)、これらはすべて府県参事会の 重要な権限とされてきたものであるが、

削除

閉会中でも参事会がこれを議決しうるものとしていたが、これを改め重要事件を除くすべての事項につき参事会の議 参事会の権限につき、 従来 (昭和十年の地方制度改革により) 議会権限事項で軽易なものは議会の議会の議決をもって

六八条、市制六七条)。

決権を認めることとし、

参事会が議会権限を代行するかぎりではむしろ参事会権限の集中強化を期している

注

1 明治八年四月十四日太政官布告第五十八号を以て布告された詔書には、「朕今誓文ノ意ヲ拡充シ、茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ 源ヮ広メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ権ヲ輩メ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通ジ、公益ヲ図リ、漸次ニ国家ノ立憲ノ政体ヲ立テ…」

憲制の構想からははるかにかけ離れたものであった。 明治八年十一月二十五日 太政官達第二一七号「元老院職制章程」 によれ として、元老院を設けることは立憲政への敷石という意図がうかがえるが、現実に設けられた元老院は、組織、 権限共に近代立

することができるが内閣はそれに拘束されず、また後者については元老院はこれを可否する権限も修正権ももたなかった。した 議案はすべて勅命を以て内閣より交付され、これに議定案と検視案との二種があるが、前者については元老院はこれを修正 元老院の構成員は、 華族、 勅奏官、国に功労ありし者、政治法律の学識を 有する者の中から 天皇により 特選された 者であ

2 参事会の性格を副議決機関と規定すること(たとえば美濃部、 むしろ、議決機関的機能と行政監督的機能(執行権限にぞくする)とを併有した点に参事会性格の特殊性があったことを注意す 「日本行政法上巻五五一頁)には若干疑問がないわけではない。

がって、元老院はいかなる意味でも近代的立法府とは無縁のものであった。

3 山県は「府県ノ機関ハ多ク訴願ノ裁決ニ従事スルモノナレバ…」と述べている(郡制府県制草案理由―府県制度資料四一六頁)。

べきである。

5 (4) 日本帝国統計年鑑により算出。 たとえば、明治三〇―四〇年における群馬県名誉職参事会員二八名(うち四期勤めた者一名、三期一名、 五名は代議士、二〇名は町村長の経験者その他三名となっており、各々他に多くの名誉職を兼ねている。 二期四名あり)のうち 納税額をみてみると

二五○円以上の大地主(所有地四○町歩以上)クラス六名、一○○円以上の中地主(一六町歩以上)クラス六名、それ以下の小

地主一六名、平均一三二円―地租割にして二一町歩余の地主である(群馬県議会史第二巻)。

7 明治二十四一八年における全国の大地主の数は次表のとおりである。 (6) 群馬県議会史第二巻八六七頁。

明治二四年

二五年 一四五人

二六年 一八二

二七年

四七一

"

二八年 一二四八 四三二

日本帝国統計年鑑 明治29年12月31日調

明治二九年の郡の数は五三二と推定される(自 治五十年史―制度篇三五五頁)から一郡平均の

大地主数は二・三人にすぎなかった。

(8) 日本帝国統計年鑑より算出。ただし、 高松市四二・三、福井市六五・五、長崎市二九・七、鹿児島市四二・二であり、東京市はとくにひくかった。 大阪市二〇・三、京都市三六・九、金沢市八六・三、広島市三六・三、 仙台市五二・一、

9 (11) 自治五十年史—制度篇四九四頁。 市制町村制理由書。

(1) 同上、三五1—二頁。

(1)明治二十一―三十一年における六回の衆議院選挙における地主的勢力は三○○議席中二二一→一八六と後退したのに対し、ブル

ジョア勢力を含むそれ以外の勢力の伸びは七九→一一四と目立っている。(信夫)「大正デモクラシー史」Ⅰ六六頁による。

13 信夫「明治政治史」一一二頁。

14 (15) 自治五十年史、四八七一八頁。 大日本帝国議会誌、第八卷一四九一頁。

(16) 前掲議会誌同頁。

17

「自治の本旨より観れば、

市行政の執行機関が合議制によって構成されるのは寧しろ当然」とする意見があるくらいである。

26 -

六巻二七三頁)。

- 「地方自治に対する回顧と展望」―自治制発布五十周年記念論文集三八頁。
- (8) とくに、等級選挙制の是正問題については、第二七議会(衆議院)において、次のような活発な修正意見がみられた。「此の現 在の制度のあるがために却て少数の富者が多数の者を圧迫している事実を見るのであります。…故に理論と致しまして私は絶対 に此市会に於きまする階級選挙を全廃致したい…」と。 しかし、「政友会の意見にあらずんば殆ど用ゐられない」当時の情況
- 下では、全廃案が通る見込みはなかった(大日本帝国議会誌第八巻六二七―八頁)。
- 19 大正デモクラシー運動の史的分析については、信夫「大正政治史」及び「大正デモクラシー史ⅠⅡⅢ」によるところが大きい。
- (21) いわゆる「大選挙区単記非委譲式投票法」。現行衆議院議員選挙法はこれである。これに対じ、従来の連記法は「大選挙区完全 連記法」であったから、多数が全議席を独占することも可能であった。なお、林田「選挙法」―法律学全集⑤四七頁参照。
- (3)信夫「大正デモクラシー史」■五七四頁。

第三一議会衆議院における委員長報告(大日本帝国議会誌第九巻六八七頁)。

22

(22) 長谷川、

「昭和憲法史」二六頁。

- (24)府県制度資料四一六頁。
- (25) 同上四一二頁。
- 26 提案者は数字をあげて次のように説明した。(郡の)「経費は政府の調査によれば三十六年度を以て全国を通して五百三十六万八 担がある。制度からいっても経費の上からいっても無用の長物であり…これを廃止することは焦肩の急」(大日本帝国議会誌第 千二百九十六円也、之を郡別にして一郡平均高九千九百七十九円也、 これをわが輩の村にすると百三十円五銭五厘、
- (27) 床次「官僚と戦った郡制廃止」東京朝日新聞社編「その頃を語る」二七三頁。
- (29)自治五十年史、五五九頁。 (29) 和田「行政裁判」―近代法発達史3、八七頁及び九一頁注(1)参照。

制六七条)。

(3) 改正の目的につき「地方制度関係法令沿革史」第一編八九頁。改正の内容は、府県会権限にぞくする事件で軽易なものは予め府 県会の閉会中でも参事会において議決しりることとした(府県制六八条)―なお市制においても同趣旨の改正が行なわれた(市